【区分Ｂ３の場合／扶養に入れたい方：子（養子縁組含む）、配偶者：あり・非扶養、扶養に入れたい方の収入状況：収入なし】

扶養に入れたい方の収入状況				添付書類（※扶養に入れたい方の収入状況の行において「○」のある添付書類が、すべて必要です。）																
				①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱
出生児				○		○							○								
出生児以外	昨年１年間（１～１２月）も無収入			○	○	○		○					○					○			○
	昨年以降退職し、現在無収入の場合	在職時、雇用保険加入	雇用保険（失業等給付）を受給しない（受給権なし含む）	○	○	○			○				○		○			○			○
			雇用保険（失業等給付）を受給延長	○	○	○			○	○			○		○			○			○
			雇用保険（失業等給付）を受給終了	○	○	○					○		○		○			○			○
			雇用保険（失業等給付）を受給予定	○	○	○			○		○		○		○			○			○
		在職時、雇用保険未加入		○	○	○						○	○		○			○			○

被保険者と扶養に入れたい方が**別居中（単身赴任（注）または子の就学除く）の場合は、次の書類も提出してください。**

1. 被保険者、扶養に入れたい方、それぞれの世帯全員の住民票 （この場合、⑩ の提出は不要）
2. 直近3ヶ月分の送金明細
3. 扶養に入れたい方に同居者がいる場合、その方の所得証明書（非課税証明書）

（注）単身赴任とは、被保険者が既婚者で、会社都合の転勤による子・配偶者との別居を指します。
離婚により子と別居している、会社都合の転勤により親と別居している等の場合は、単身赴任とはなりません。

扶養に入れたい方の住民票が日本国内にない場合は、**「海外特例要件　該当・非該当　届」と国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合の添付書類**も提出してください。（国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合の添付書類については、ホームページ内「日本国内に住民票がなく、国内居住要件の例外（海外特例要件）に該当する場合の添付書類について」をご参照ください。）